隨見隨聞

三

專齋雜話
有斐録
滑川談
野語述說
鄙事記

イ 5
448
3

門 1 5
448
3
巻

專齋雜話

滑川談

鄙事記

抄錄

有斐錄

野語述說

老人雑話序

読書友古と識なるは書ハ万代の宝語友而知新
なるへ以其語を聞ともかくるへ古に我曽祖父斎
於唐先生ハ永禄八乙丑年ニ生まれ寛文四甲辰年季夏
下ニ没す寿已ニ百歳ニ満てり始め友松ニ従ひ
これより医を以て業とし当術をもつて京師ニ居せり
誠希代の長寿なりとて　後水尾上皇勅して杖を
給ふことあり　この時和歌を詠せ給ふ　其書ハ老人の雑話を伊藤宗
然書留らまし一冊となしこれを出す故ニこれに依て老人と
対話する心地して平生の友となり古人を追慕する
のこゝろも家忘かハ八旬ニ餘る老人の孫婿坂に至るまて
と後写して今年未年し梓行せしむるにや
おのれこれを故書して古人の言葉を貴ぶるのこゝ

正徳三癸巳年孟春日　武陽　淡洲題

老人雑話抄

老人ハ江村専斎也諱ハ宗具醫を業とす初メハ加藤肥後守清正ニ仕ヘ後ハ浅野紀伊守ニ仕フ永禄八年光源院殿弑セラル年ニ生ル寛文四年九月没ス年百歳ニ卒ス老人誕生ヨリ正徳三年迄百四十九年ニ成ル同没ヨリ正徳三年迄四十九年ニ成

摘異

一 多武峯ニて来鎌足入鹿を討せんとする時帝と此山ニ於て談合せし故ニ此山を談山と云鎌足をまつる談山権現と云ハ談也多武と云も又入鹿を討し武功多しと云心ニて多武峯と云

一 老人若年の時諸家中ニ四書讀を教る人稀し公家の中ニ山科殿抔ありし二部をよく孟子ニ

あしく弁を人々かゝしき無りとて流に古も一ゝ定家
さるゝ也
一右の何も御家の庭流にて人々論語を講候ふ惺窩
惺窩の跡又定前にて（相国寺善長院の僧章の才）も老人を同しく毎
夜講席ニ生
一右の何も妙寿院の高弟天流寺の本義に依ると
一予於家正統得ゝ何も清義家ゝ人々まゝまゝ古を
し家は人々あり也と類ま例也親王家ゝ人々を以て嗣と
せる事流を何ゝ候誠に人々を請度一筆風親王家の人
なと嗣ニ由ゝ成ゝ流あり上一の格也
一様家の人々初名を相分て悪を立る例あり
一主貴の町人亦帰れる定家卿の筆の新勅撰僧門此家
求めらまし候且ゝ板拾に二十首十八一首ゝ人々を為に

一書ても多の古法に記い筆一筆流の付稿あり又定家
の字でゝ弁ま二歌の百首ゝ人々かゝ家の家筆なるを
定家は筆をゝく且人の筆力よ字一書記二枚を以て
ころり字の形の大き字の形を模して書之るを
後世より尊ゝ書流を記ゝさる主意を法とせんかと
旅よ書流を以て二重不尊てゝり筆を定家の流を
妹あり候二十首人々何候ゝ人の家よ為て古ゝ流を
至にあるハ二首の事あるも定家の何に一筆てゝり筆の古付
必ゝ三十く二十首の大切定也して定家の由よ付き母てゝ
本ま人々後定定家の本を老人まゝしくてるまし又
てゝ書法記りゝる定家役也人々何の為物よ似る縁る
何ゝは定家の本を人々まゝ然ゝ傑度は中ゝてるまし
一老人卯の事あり一向延寿流古説は流よ注し年まゝ流

三の世嗣として法華経師の上にてありし人こそ数萬にも及びて二千も
こそ有れや年遠く遂に廃れたりけるは後の世ある人のありける
弱きかんは廃法をやめて多くの抄法をたてしに付きて染
物とせしものありて大事の朱筆さしたりけるを二の木筏
まく枝をつきいかにしても歩行すべきにこそあるべけれ
一大閤全盛の御時治まりし人の事に其事を八宗をあはせて
武法の詠今日に付きて相分別すべきに上様の致せる事其
如くにして其御前に其つき感じける様すくなき所に実
に皆存たる事也
一上果信長の御時天下の政を分けたる柴田勝家
川村の諸州おさまり武勇を世に知らせて其の名を関八州
を治めて会稽の関いよいよ其の州の名をすてて
主し様ありて其人も其くの所也

一二の字の城を関に取られ其年て後まて
一漢を若き事若き人の流れより大井につきて其事
を入れむと云ふ公家も事々に武事の流れ其の人に
気あるもを依りて其有事を事記よりとして
一元和三年の頃上江の湖に其生れて一流其数百丈たる
事なりし事の人皆其事なり
一慈照院殿の御事前とて大事の被の御為に其
頃より天下騒動に至るまでの事の前の是より出てまして
ありける 〔以下〕

一信長公当座の事は信公の御廣袖のはしりに信長公大き
に浮かれて見し美濃をこえて山城より家来有るし弟院
まで其子が入りて千代を入れて権を渡し其その外は後の人
に古き二の法或は不都合ありて其使をさし[illegible]

其の大きなる板を用ゐさせよと云ふ伝説あり然て未だ其
〳〵頃山城守より對面す又然る後
を用ひは何も山城守嘆して曰ふ
こそんと我が主を殺すを恐れ
と思ふ所
一三月十日獄の内桜井左衛門
たるものなり而て次
一関ヶ原の合戦の後薩摩の
家康中村井伊直政に
八人の逃る武士を
声をかけ
ふるよりて中村
一小田原陣の後大関
安房守
二三日の
て曰ふ
一大関
一大関初徳川の
つて
要カ
安房守
二三日の
て曰ふ
一大関
一大関初徳川の
つて

[illegible]

一志津ヶ岳の軍と大岡一代の清事 [illegible] 東照宮
一世の清事 [illegible] 大岡 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible]
川清 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible]
百姓 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible]
清 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible] 清 [illegible]
[illegible]

世間をうたがはしめ八四朝業をすんとうとさ [illegible] 風聞を
[illegible] 又 [illegible] 一度 [illegible] 事 [illegible]
[illegible]

一四郎信長を殺す所の大岡三郎右衛門の城 [illegible] 次長清の事
[illegible] 信 [illegible] 長 [illegible]

一大岡清大公世事八たく面てこまてあり或ハ家獻又
八奉或ハ [illegible] 弟 [illegible] 清 [illegible] 大岡 [illegible] 云 [illegible]
[illegible]

大岡清の身を [illegible] 徳 [illegible] 大岡田天
[illegible]

一清小屋 [illegible] 清 [illegible] 八 [illegible]

中守と共に力を戮し程なく張本を細くし張本決定
仙石権兵衛なる者は信濃の小領主也京都に住居し
なり本拠を定む
一信長は暗殺の実面の武士を捜索し人数を集め
り上洛の途中堺の市中を巡る
一堺は暗殺者の人世大阪
死せり小人を以て人を以て大阪
大阪の方面に奔走し
敵を以物を以て
肩を押して
一信長は決を裏して
一明智初網明智の

一細川藤孝ハ信長公の其の座にて一文字上意(?)あらハ
おまへハ人に対して辞せさる事を用ひ事を申(?)ニ(?)
道学の人なれハ詞もかるくいかんなり 武田兵部守(?)細川
三郎(?)ハあゐしも周山に夜会語をして候得命(?)して
筒井(?)と明智(?)とも云ふて[illegible]なき事を[illegible]
[illegible]ふて[illegible]

一信長の所へハ無事(?)を以ても[illegible] [illegible]ニ再(?)当(?)
物(?)を小笠原の内ニ法度をおさまると御書(?)ニて信(?)
[illegible]被仰し[illegible]扶持ともいふも有し 扶持を以物(?)[illegible]

一大坂の津田長門守初而(?)[illegible]すとて
一大内殿ハ御(?)一の大名(?)有し周防の山口の城ニ居て紙を大内
殿して書物をすゝせて[illegible][illegible]山口氏
大内殿と云氏ニ[illegible]殿ニ大内を[illegible]のみ[illegible]

大内殿ニ帰陣(?)しかして信長の所ニ[illegible]
一伊藤(?)を御所ニ云[illegible] [illegible]伊藤をまつらせ[illegible]
討伐せられ[illegible]代ニ[illegible]伊藤信長の所[illegible]
まし
一信長の所ニ本願寺[illegible]ニ[illegible]一士の[illegible]ニ[illegible]
すゝ[illegible]紙[illegible]ニ[illegible]
童の所ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]一人[illegible]信長[illegible]
[illegible]本願寺の[illegible]
信長と[illegible]
一本願寺信長の[illegible]大内の[illegible]
[illegible]三方の[illegible]
[illegible]本[illegible]

れ人ニ十流すましく
一常盤井殿と云公家有し人ハ有まちの公
りまへハ夜叉出来ると知らしきと言ふ可し決て状
して此きり役人ニ夜叉出来の事ありんと思ひしに帳面ニ
ありて政帳と弟ニ申して遣こするとて信長の所へなす
一世上人ハ浪々山ニ成年五十年と前に台徳院殿の法名
助かんと云者有名雲上と以て変人ニ成人を法ニ下て第一台
法ニことも　台徳院殿の頃ニ至りて人ニ渡を分ら人ん々宝
ふれ前全ニ三千流を以て三千流石を下て今年上の十
とこなた遣ニて蘭越京大坂ニて江戸より松明全ち寄たる
と云ましたもし其の年此所ハ詞ハ当りしと以年京都
ニてより
一府の菜をりを人ハ有ならふる寄知良万多き

一大閤ハ氏の小者ニ而生れしを信長ニ出夜光殿と以て人ニ継父
太閤ニ云ふき家来ニ人ニ抱　拝領の壹萬石を領して
て領ましと以て太閤ハ又以て後人ニ則して五石領し一指
なくハ百石ニ而十石ニ極出ハ境の所ニ三千石を与て又程ニ有
拝領ある万石を取る
一氏ハ七十石ニ而武万石の者ニ大閤伊勢の松坂まて拾ヶ
万石を取ると故会津ニて百二万石を取る
一小倉の公領ハ天来伊勢の王国而指きく原風一双ハ右
松押てましを家族の才子家長勢ニ所ニ而ハ閣一双
ある王国ハ一家長諫ニ而して一双をとし久一双を交
一双ハ勢のむく火災ニ焼失ニ而一双あつて世子ニ而渡ニ
三枚ニ而経路のもの京の諸と八重蓬の諸を委見して
無福ニ而まと也

一宇喜多殿の事ニ云日備前の主ハ浦上と云ふ夫備前美作
両国の主也宇喜多平家ハ浦上の家臣なり平家か悴の
表にて平家を招き人を縁者となし浦上を殺して奪ひ之
来と奪ひまゐる者ハ浦上を殺して其子備前美作両国
の主となるハ秀家ハ平家の子也大閤と引まゐる事ハ
大閤備中ニ而松の城を責給ふ時浦上旧誼の事を告けり
川の事ニ而[illegible]ハ降参の事八郎殿二歳
てかを添ひ参りて高松の城ニ而[illegible]縁きりて[illegible]
して[illegible]ニ而[illegible]乞ひて[illegible]
りきハ八苦田の城守 加賀大納言殿の事 長女を妻として
八郎殿を[illegible]比備前城の主ハ八郎殿十七歳の事
平家と存生なりしニ[illegible]養子て八郎殿ニ被仰
八郎殿を平家ニて五万石三万石を領する[illegible]

浚合して高松の節ハ力を添りし故ニ八郎殿大閤の[illegible]
子なりて後宿信のたまひて宇喜多中納言殿を以て浚[illegible]
備前也浚付の味方となし大閤其子を[illegible]ハ八丈の浚[illegible]
流さる浚合ハ存生ニて由し 癸卯の年老人五十九歳の物語し
一宇喜多中納言殿ハ政所殿の猶子也政所殿の[illegible]以て大
閤養子と給ふ[illegible]事[illegible]を
さま二の浚中納言殿と云ふ 下[illegible]
一赤松善光殿を殺せし時ハ[illegible]行ハて精の中の刹
殺害しぬ此時ハ[illegible]の年也[illegible]と云ひ物
云ふ何よりも同調力振るひ[illegible]
ある時も禁獄て[illegible]
と云ふ事[illegible]
一叡山の[illegible]宝地[illegible]也宝地坊[illegible]

四の天孫とおこし一源平の武を主とし牒状の五状の五状の五
状をもって寒さを細る事なり此時始て望て此五状を屏
対し三大記の私記と書給ふ文義を清書さるる今歳長
こと有る人々を宝決坊と仰ける也
一上諸記の山三蔵坊厳の又し素儀の内薩摩より出る酒
次今用る肩結は諸八記也初製し素流の油をこれ也
は磨でくるる物し
一雪踏八もとより出て草と呼る事利休よりありと云
一本絞踏は今の制なり長長三寸の毋初製
す三寸の業の上云ふ
一書炉の業の今と以ふ事人寸を重して板長寸
炉と書合と書鼎と重て寸料理もの料理を出て
絞の法を重と云ふ書炉よりの書撰

右の神を悔る入まさきしたきつる
を悔して次の人に流す次の人又書合の書紙を引きつ
て右の神を入て右一寸まて初会のてし 志賀をたきた
て絞る事る一炉紙書鼎を重上寸を置すまは上寸流
重三寸人の為にするし宝人あれは書を行 六人あれは六行書
今を尽し大きを不尽 宝人
宝を試とおの八流の法と細切して重三尺を初を
はきて少せる書手をして書
書鼎と書紙の流をする事を用るものを流
抜の行る事
一業屋より相行りて書鼎と書紙たる物を鼎八薫物
とたりをなし
一炉寸高業より流屋の事を細川藤中守源中宗忠

為、我身波小畑孫一郎和泉守也

一將軍家の御師梅道玄圓書編と求めはしとすて將軍の出をもとめて信〻まいりまてもこれ有る出編を

其將軍家より被仰付候ハ、逆賊のこと有り出編を

被仰付候ハ、入手圓〻こ為て有ること

一むこ聞きもとめ逆賊のこと

一圓玄日向守、〻〻佛のことを方便と子武士のこと武

士とこ〻ろ百姓ハかりはけ聞きまこと為こと

一天圓ハ之城〻の謀叛宮を擬手を有り度と行る

人皆ハ〻〻むこ天圓大名方有るとおるとて

お拵有るとて〻〻さ〻て〻〻ハ〻〻玉薬を

て〻〻ハ去ると〻〻〻〻〻〻ハ〻〻〻〻〻

謀叛有る之天圓ハ〻て日〻〻の拵ハ面〻〻〻〻〻

一天圓常之云城ハ謀叛有る者有る者

一日向守ハ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

一日向守ハ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

一黒田如水病〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

一〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

一謀叛之仁金壁有る者ハ〻〻〻〻〻〻〻〻

十九ニ出て大閤を天下一統して九州まてあり
一 福島正則ハ大閤の小姓たりしなれ共其身一年にし大閤我的人なき。
事をしりとてよく日比罰せと好と頻ハさる所に今ニ於寺社の
祭りとなりて大閤四男ハ嫡の姉の妹おひと女房顔を相成し
一 柳堅物を鉄屋なり人様会と云ふ疑しかいる晋の姦事
加より
一 三ヶ国藩の書音聞総論として知り
一 沢ノ清勇ヰ里に信長の藩代の家ハ柴田探と同し 上里
一 東照宮の出来軍をもて有し青塚額田 長秋 蜷江
婦川 川鍋なとこ 東照宮の大夫へおして天下取りなさると云々
一 兵悪報応の投恣しかし細川の兄弟ニ別して子孫今ニ
盛なり 池田清道ハ信長の乳母の子ニして城の外厩在芸
なりし同し房とも育せし人なり在芸ニ向ひてあらとそし段
なし小牧陣ニ大閤の兼企平杖の縁ニ訣々まて在芸ニ敵
となりて主悪の人なり然ましとも子孫次第満帯播磨ニ
ならて体へ同情縁者ニ是を体ある縁にてあり加茂池原なとへ
律義なりし人なまてとも後添ニ縁あり

文政十一子年三月二日於菊窓南堂 様授之

法前 後筆

杉江今堂 花押

老談一言記
大君言行録
公義便行録
西山遺事
常林仁君傳
烈公遺事
武功雑談
武将燭談
武林披沙
西事記
四十七士論
甘露叢話
雲秘録

太平政要
保言秘録
政談
経済録
経済文考
落穂集
可行録
上津言行録
談海
官中秘策
諸家深秘録
岩淵夜話
制従譚

折々集
古史編
不年覧
治生要談
三世遊覧
武林隠見録
柳営秘鑑
柳営婦女傳
古老夜話
翁物語
文宝記
残燈従談
老平秘覧

有斐録抄録

有斐録ハ故事覚して　子涼

おほしきは其の話頭ともわけて置きてた世々の鏡ともなれ

岡山藩学校に出仕して

民草のためにとまし書のゆかりともなれかしとて補ひ書き添ふ

一 芳烈公の御祖父池田三左衛門尉輝政卿ハ永禄七年尾張清洲の御城ニ御誕生遊され云ハ年御歳十六ニして御初陣長湫の戦ひに御働ありてより御軍功御以て終ニ播備淡三国の主と仰がれ大なる百万石とや申す年のほどをへて給ひ　輝政卿御善しハ三万石の御旧より遂ニ御勇の女中なと二拾人よ

不可過すして作出するとや　中略

注著（本ノ注ニ著中ノ字カ）作出の市川源左衛尉清秀の注女也

一先考武蔵守利隆公注の命すり先妻榊原式部大輔の注女の注大樹秀忠君公の注猶子なりしを注女実は大炊頭廣政の注婚姻有て福照院殿と以不審長十四乙酉年四月四日備前の岡山注城主　注誕生注此所

君臣すり上使として牧野豊後守康成注義成

と青江の注刀信國の注銘義弘の注毒領四十六年

公注薨三ツ寺都（注下向し注武し注歟上洛して

君臣注目見を遂注信之注来國注後の注銘義弘を帰り之注来

の事実公注記録注墓表注詳なれい注不明なり

一江州小川邑中江注氏の注藤樹先生注号して王氏の注学を

道徳甚注著

公注著る所注文書注以て

注論語注の注大学注を注以て注出て是の

教注旅館（注旅注宿）注義注不注詳注なる注

生注後注神主注

西注丸注設注給注賢注君注八注

寺注と注なる注事注是注なる注先生注の注子太大郎（宣伯）注

備前（注指き注著注の注

廿二注歳注して注死注

政注の注廣注の注以て注

高弟中川權左衛門（後改名氏平安人本氏野尾伝記）注謙叔

太郎兵衛（後改名氏平安人本氏野尾伝記）注家祖

加世（後春）注兵衛注

仲子（仲子ハ藤左衛門）注

三郎注

祿四百石注

泉八

郎注

注仕

注

甚注任用注

注

功の武士注

先日注規式忠孝注

注掛物注

注著注

注読物注自著注

孝経注書物注

天下泰平儒道

興行ハ享保ヨリ始ル年
一何もの江戸の朝廷ニて諸大名ニ御説論之旨
をし年より以来真田ノ扉を
討死せしハ以テ國家の太平ニ寄トシ御あり候
朝廷執政の大臣達ヲ智者の一言 徳川家ニ仕る
士の節義と憤発せりといふ故ニ候といへとも
一由井正雪 公然謀も主謀ニ勝ても一薄ニ手当致
候ハにハ言とし天下ハ手ニ入りても御許なきとする
まし因人より御金蔵の用ニ提燈金ニて(蛛の)蛛の紋の
提灯あつらへ候由ニ提灯屋より御金蔵へ尋子来る従へ
る仰ハ不叶ゆへ翁御膳中ニ直ち之ハ御様候へ共
ら遊直ニ御様ニ石御役の者御達ニ依 御式ニ造(御出
分為ニとら御 其ハ節ハ候得とて直ニ表よりも内意の事ニ致し候
掛てきらハまた御目方ニ候由ら遊せり

直ニ御用番 御老中へ御出ら遊しまし 御用 指定ハ之
急ニ御達ら御登城 御入ら御前ニ御話ら遊 是ほ富巽の
手掛初めとそ以へり
一公終身ニ就而御前様と申さ 諸大名 此年ハ如何ニ候へ
致らぬへきゆゑ勧誘ありしに 公ニ此年ハ何とも言ひ
候も江戸の町ぬ通り候ニ錦に大小事或ハ鏡磨ニ出る
大様なとも名のゆゑの族其ほ菓ハ少なくとの如くハ
江戸の御出来閑也も 備前少将ニハ不ら遊也と年
一伊勢大湊の主加賀月意翁參覲ニ途中出て伊勢へ
来ニ其の童ニ値ひ候ハ捨者として一とを國ぬ出まつる
備前の民ハ由緒前ニ捨者露ても海の言をも國語を
らぬすらへ備前の出来しとゞむに童皆ていえるを
備前の民ハ備ハ此年ぬ施是國主の禁なりとゝ自

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

らんや此醫接ぶ所て感深きもの
一公身と深くその門に出て岩宇彫墻のこのこと多し
知るべきなり
一醫師にて門をのぶ博（いしゐ）ものの書記三ヶ所
今日の牛虎物語多口りしやと云ふ話下答
一山内道假公の藤ぶ不足を細ぶるもて云ふ一個
一法華宗法華切の如くにして大坂の良医小山春庵
ぶ居して法論ぶ作日退て以法華ぶ負ける事
法華都宮諸事法華宗間質素如事法度して
大字ぶ孫ぶ男子なりと感深して初に法国所ぶ法
度事一ヶ條ぶ高言して好ぶして法表ぶ出る
眠迫の諸士と法外抱ぶ上ぶ
一法華事真事ぶ法好ぶ
一法華事未熟ぶ不自由

のつき池田英化高ぶ出て法好のあ
ぶ法覺ぶ法覺ぶ
作て法華ぶ　又上法一生法華ぶ
甚厚し
一天和二年壬戌七月廿二日岡山ぶ法華ぶ
法華宗七十四世大祥院ぶ初喪ぶ
傳授ぶ
六月十三日和意
蕃ぶ法性寺ぶ
人并ぶ
一ぶ法一生國事と初等ぶ
朱学法華信ぶ世ぶ四男子と
天下ぶ
ぶ

一或問福島殿様へ白状被　仕上ハ君仕者ハ聞ハいかゝ
家臣法ハ天皇ハの無ハ少ハ法ハ家ハ
信濃殿御ハ家ハ　福島殿様ハ法ハ信濃殿の
家臣ハ　家臣ハ　信濃殿ハ安ハ
家臣ハ　公法ハ
一法言ハ　権現様仕ハ
家臣ハ　平松金平殿
家臣ハ金十郎殿ハ
殿下ハ　家臣ハ
と　一番ハ
本ハ　家臣ハ
の韓信と同ハ

一法言ハ　人ハ天皇ハ
天皇ハ一統の家ハ
一又曰　権現様ハ法
長ハ味方ハ
ハ　引返ハ法
殿ハ　殿ハ
ハ　法ハ
方ハ　法ハ
方ハ　法ハ
一上皇　大坂陣の比　御取様威勢盛者ハ
の事ハ置き　備ハ法大名上ハ

[illegible]
[illegible]
一法言小曰[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]と云へ[illegible]不知と云へ[illegible]是[illegible]好也

一享保元年の事なり或侍の江戸浅草辺の茅屋に[illegible]の老人七十余歳なる[illegible]

[illegible]茅屋の[illegible]老人に出会ひ[illegible]国[illegible]

[illegible]と[illegible]国の[illegible]

上の法度[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

侍家[illegible]

[illegible]

[illegible]

備前羽林池田光政家訓

[illegible]

一権現様法度[illegible]

[illegible]神[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大ふさんなるもの多くい者敬するを敬
して恭貧窮見るに正しく不律破廉の云ふ所
各所にしきの人まい善の
善悪弥陀仏教を極楽生死ふ人ふ所仏と
ふ所ふ所ふ所

伊木長門
池田大学
日置伊賀門

一、学校建築に付き条
条件を入学いたし可申候
以上
四十歳市可仕義国事
一、学校の衣服等可用市木綿仕下着等有来
小袖可着と雖市木綿之儀ニ付き数多有
者着する義可者世間事
一、学校着産之儀ニ付き年之長幼小仕る度ニ
友の交事可ニ於義事

一、誓約十二条以上条合ニ付き
条事
附諸藩之流義親之
一、世間事又ハ高ニ条不仕事
身可お歩事
一、五年高市不用候約束妻女之衣服
者ハ親信之ハ上ハ家内領知女子婦人
ハ覚ハ拙ハ一生地之何ハ
ハ雄かさ有雌
ハ別ハ可用候約束
ニ付一候約束ハ
ニ付ハ注條目之ハ
高ハ不真過於過ハ之条
身今以後有加條事

一國中の政難堂々たるべき事
也於鎌倉門目安箱出来候
過書有之候へ共書き出し
一國中不限貴賤男女
云々
家科と称し又善人方
なる悪人自然と
不過ぬ事

右之条々定新規

作出し条々可令堅守者
長門
大学
[illegible]

一百姓町人中法仏像
一権現様法華宗神儒仏
なる神を祭りて
を誠まして仏事
恩厚慈悲
いかなる世界
哀海彼岸
出世
邪見
義利
極楽
頭目
人の

一向に信ずる者は國中乃佛者及道者のすべて
中より信者に成り國之一人成とも居ざるべからざるよ
ら成ことなくしてまことの佛法の成ることなく
成ずして成きいこと成過ぎの時に成ることを悔むべし今
の佛法の教に權現樣の以用ひ給ひし法之の
佛法なれども今見てとくに成ることなく破壞可
なる故に能本に成ることを解ずして言ふこと言成
除のて不外義なること今の佛法の迷ひを悔ることを神
道の正直儒学の大道に成ることを思ふべし
立ものに成ることを仏術祈祷にて成ることなる
成もなくて法斗成の一なる成ることなる事に成
根不仕根ふ可中身事
二夫不耕妻國乏敵成受一婦不織ハ國乏寒を

学とさ〳〵成立成位度の多きハ國民成組をせしむ
る本形なれハ速成さるべて置成ものハまきものと
なるべき事
一出家の間成ハ老人成ハ病者或ハ世間文育成ること
成ハ不便の一なる物の切者成者邪法成ハ
生きて成ハ墓守と心得て可苦事
附号廢の僧成新ものて多ハ佛法成讀ま神
儒ハ心る事なりまして己の智ありて苦悪成見
なる邪成捨て正成ハ免しハ成
仏形まい者ハ世間の
事形の天子ハ不言して德成以て人成善と
きく言成用るなる事成
神道を正直と云と儒道を論と云と成

時に明白なる時に直なる者民に直に教ふ
事なり[illegible]仏法[illegible]に[illegible]仏[illegible]輪[illegible]仏氏の流より
も可なり[illegible]
事なり[illegible]儒者の学ひとなる[illegible]

一社家佛者ふ書りて大者に奢て[illegible]神を不
貴て猥りに祈禱とす[illegible]人の財に貪る[illegible]事
一国中山林荒[illegible]林木薪不自由[illegible]ものを[illegible]
猥りに化事を[illegible]事[illegible]と[illegible]
ら[illegible]破[illegible]を作[illegible]
さくを[illegible]事

一神儒の辨[illegible]ものに名[illegible]猥に事
を[illegible]今[illegible]事
[illegible]

今[illegible]事[illegible]
[illegible]ものに可[illegible]大者に[illegible]事

一神儒に[illegible]笑[illegible]事と[illegible]
喪祭のこころに[illegible]と以[illegible]
[illegible]儒者の法と[illegible]人死して[illegible]
[illegible]魂[illegible]
[illegible]
[illegible]

この敬いを知らず愛しむ事を知らず人の子孫たる時所位を
去るべきものや
　　　

和同第二

○ムカシ周ノ武王ノ殷ノ紂王ヲ征伐セラルヽ時ノ言ニ紂ニ億万ノ臣アレドモ是億万ノ心ナリ我ハ三千ノ臣ナレドモ是一心ナリト ノ玉フ 中略 楠正成五六百騎ノ微勢ヲ以テ千早赤坂ニ籠ル リテ数万ノ関東勢ヲ禦キ得シモ士卒ノ心ヲヨノ和同スルニ因リ武田勝頼浅田秀家ナトノ大国ヲ有ツ身三ツ一日ノ内ニ滅亡セシモ其和同失ヒシニ依テナリ 中略 荀卿ノ云シコトク古ノ王良造父ナトヽイフル人ハ天下ニ双ビナキ馬ノ上手ナレドモ和セザル馬ヲハ遠路ヲ致スヿ能ハズ殷ノ帝王周ノ武王ナドハ古今ノ明天ニテオハセシカドモ親附セザル士民ヲハテ太平ヲ致サルヽヿ能ハズ

人情第三

○上略 星ヲ清ラナル水ニハ巣スヽズ至テ深キ政ニハ民安セズト孔子ノ語ニモアリテ旨スヽウ明案ノ政事ヲ斗ニテ夫ヽノ人情ヲモ怨ヒヤラズシテ唯君長権威ノミニテ押伏テハ必人民安セズシテ其下ニ居ルニ堪ザルナリ是ヲヲニ譬フルニ常ニ張テノミ置時ハヲノカヲ失ヒ常ニ弛テオク時ハヲノ形ヲ失フ此故ニ周ノ文王ノ政事ニハ一度ハ張リ一度ハ弛ムル事ゾト孔子ノ言ニアレバタヾ張ヲノ如キ政事ヲスヽジキ也 中略 昔ヨリ生レナガラ勇猛ノ位ニアル人ハ多クハ人情ノ怨リナキモノニシテ齊ノ景公ノ三日ツヾキテ雪ノフル時ニ狐白ノ裘ノ置ナンヲ着テカヽレドニ雪ノ降ルニ寒カラヌハ怪キヿトヽシレニ晏子ニ諭サレテ初テ人ノ寒キヿヲ知ウシ衛ノ霊公ノ極寒ノ時ニ人夫ヲ無シテ池水ヲ穿シニ宛春トイフル臣ニ諫メラレテ初テ我身ノ暖ナルニ人民ノ凍ル如ヲリキヿヲ知ラル 中略 カノ小糸氏政ヵ農夫ノ畑ヨリ変ヲ

刈テ背負テ歩ルヲ見テ予変法ヲ欲スヤノ変ヲトワテ今ノ
変法ヲ炊デ喰セヨトイハレシコトノ今日刈シ変ノ今ノ法ニ
ルヲキモノト思フヤウナル愚ナルコトモアル也 下略

公私第四

上略 漢ノ羅立倫トイフル小少シモ私ノナキ人ナリシニ或人是ニ
問テ御邊ニモ私アリヤトイフル第五倫答テ曰昔ノ我ニ千
里ノ馬ヲ贈リシ者アリ我其馬ヲバ愛サレド其後三公ノ官ニ
テ人ヲ撰ミ挙ルヲアル毎ニ我心ニヤノ馬ヲ送リシ人ヲ思ヒ出
シテ忘ルヽヲ能ハズ然シカ終ニ其人ヲバ用ヒザリシ 中略 ムヤシ
楚国ノ文王ノ臣ニ箋饒トイフル忠義ノ人ニテ申侯伯トイフ人
ルハ佞諛ノ人ナリシニ文王病アリシ時其大夫ニ告テ曰箋饒
我ヲ犯スニ義ヲ以テシ我ヲ正スニ礼ヲ以テスレハ我此者ト共ニ
居テハ安セス見ズトイフに才モヒモセズシカシに我身ニ德ヲ得ル

事多シ必是ニ爵禄ヲアタヘ申侯伯ハ我欲スル所ノ事ハ
我ニ先タチテ是ヲ行ハ我此者ト共ニ居レハ安シ見サレハ思フ
ナリシカシに我身ニ道ヲ失フヿ多シ必是ヲ追放スレトモ大夫
是ヲ許諾シテ即箋饒ヲ遠ケテ追放シケル此楚王ノ如キハ賢ニ
丈美ヲ知ル人ニシテ公ヲ以テ私ヲ滅ストイフベキ也 中略 奢侈ノ
驕傲省略減損 中略 政事ノ施設ヲスル 下略

法制第五

上略 筆法中ノ書ニイヒシ如ク規矩ハ方圓ヲ正スヿ畫ニシテ如何
ナル巧目利手ノ人ニテモ目ワモリ手積ニテハ拙キ規矩ノ方
圓ヲ正スニシカズ故ニ工匠ノ巧ナル者ハ能規矩ヲ用ヒテ其巧
ヲナセトモ規矩ヲ捨テハ方圓ヲ正スヿヲハセズ聖人ハ能法制
ヲ以テ国ヲ治テル事ニシテ法制ヲスステハ治ルコトハシ玉ズ中

略シカルニ古ノ法制トイフトモ一途ニアラズ其世ノ盛衰ニヨリテ其法制モ自ラ変ツモアリ廃ルヲモアルベキ間合ニ道ニ外レ降リ敗亡ス俗ニ依テ革トアリテ人倫ノ道ニ違ヒ外テ盛ナル時ト退キ降リテ衰ヘタル時トアレバ其道ノ外降ニ隨ヒ其時世ノ風俗ニ依テ敗法ハ変ヘ革ムベキモノ故ニ洪範ニ正直剛克柔克ノ三德トイフ事アリテ世ノ風俗平常ナル時ハ正直ノ政ヲ以テ治メ世ノ風俗強クシテ順ハザル時ハ剛キ政ヲ以テ治メヤハラカニシテシタガフ時ハ柔ナル政ヲ以テ治ルト見ヘタリ 中略 韓安國ガ論セシ如ク利ノ十倍ナラザル事ハ業ヲ易ズ功ノ百倍ナラザルコトハ常ヲ変ザルモノトアレバ二ツハ格別ノ損益ニモアツカラザルコトナラバ舊制ノマヽニシテアルベキ也 中略 賊ニ借ス 中略 其ノ上ノ水練 下略

賞罰討第六

扨其人民法制ニ従フト従ハザルハ賞罰討ニアリテ賞罰討其道ニ高ク法制ニ従ヒ賞罰討其理ニアタラサレバ法制ニ従ハザルモノアルベシ 中略 孔子ノ言ニ賞僭フユトナシ刑濫ルナシ賞僭ハ淫人ニ及ンヲ恐ルル刑濫ルハ善人ニ及ンヲ恐ルルモノ不幸ニシテ過トモムシロ流賞ハ僭ヒテモ刑ヲ濫ルナカレ其美人ヲ刑セン事ハ淫人ヲ罰スニシカズトアリテ古ヨリ聖賢ノ心ハ善ヲ賞スルニツヨリ不善ヲ罰ムニハ弱キモノ成故ニ孔子ノ人ノ一善ヲ見テ玉ハツノ百罪ヲ忘レ玉フトイフ如リ舊悪ヲ思ハズ舊罪ヲ録サズルハ聖賢ノ同シキ心ナリ

好悪第七

扨其賞罰討ノ當ルトアタラザルトハ君長タル人ノ好悪ノ正シキト正シカラサルニアリテ好ムベキ事ト悪ムベキ事ノ分チ正シ

ケレバオノヅカラ賞罰アリ其ヲ千正シヤラザレバ自ラ罰討
ヲ蒙ラザルコト有（キヽリ中略）昔武王勾踐ハ富強ノ者ヲ好
ミケレバ國中ノ人死スル事ヲ軽ンジ楚ノ靈王ハ腰ノ細キ
モノヲ好ミケレバ國中ノ民痩セン事ヲ欲シテ幾ン者ノ多カリ
シトカ是誠ルト死スルトイフ人ノ尤悪ムコトナレ其君ノ誠ノ
好ミニヨリテイフ人民猶ソノ悪ム事ヲダニツトメテスルモノナレバ況
ヤ敢テ身ノ痛ミモナラス事ナルハイヨヽ上ノ好ム所ニ従フ
（キモノニシテ齊ノ桓公ノ好ミテ紫ノ衣服ヲ着ラレケレバ國中
紫色ノミ流行シテ他色ハ鬻ザリシト中略又其好悪
ヲ正シクセントスルニ多クハ似テ非ナル事アル也似テ非ルコトアリ
テハ彼葉公ノ龍ヲ好ム如キ事アル也（キヽリ昔葉公子高
トイフ人殊ニ龍ヲ好ミテ其宮室ニモ衣服ニモ器物ニモ悉
龍ヲ画キ龍ヲ彫鏤メケレバカノ真ノ龍コレヲ聞イザヤ其人
ノ許ニ行テメデラレンヲトオモヒヤガテ葉公ノ家ニ下リ来リ
大成尾鱠ヲ堂ニヒキ二トヒ嚴シキ角ヲフリメテ、オノロ
レケナル首ヲ窓ヨリ出シ窺ヒケレバ葉公是ヲ見テ人ノ色モ
ナク魂魄ヲ失ヒシトナリ是葉公真ノ龍ヲ好ムニハアラズヤノ龍
ニ似テ龍ニアラザルモノヲ好ムニハアラズヤノ龍
ヲ悪ムトイフ者モナル事有（ヽリシテ似テ非ナル者ヲ好ミテハ
又好悪ノ正シカラザル事アル（キヽリ周ノ武王太公望ニ問ヒ
賢ヲ挙ルノ名アレバ真ノ賢ヲ得ザレバ也武王曰其失何
ノ事アル太公曰（以下ノ文ヲ不記アリ依テ下略

禮義第八

叔吏好悪ノ正シカラザルトハ礼義ノ則トスルト則トセザルトニ
アリテ君長タル人言フコト行フコト皆礼義ノ則トスレバオ

ソツガウ好悪スル必モ正シクイフコト行フコト礼義ノ則トセザレバ自ラ好悪スル所モ正シカラザル也 中略 南書ニ義ヲ以テ事ヲ制シ礼ヲ以テ心ヲ制ス 中略 克己復礼ヲ仁トスル ト云ヘリ実ニ聖人ノ道是ヨリ外ニハアラザル事ニシテ委シクイハバ克トハ克責克治ナトヽイフテ己カ心ヲ己カ身カラキメツケ治ムルモノニテ 中略 孝経ニイハク身ヲ謹ミ用ヲ節ニシテ以テ父母ヲ養フ是庶人ノ孝ナルモ即是克己復礼ノ数ニシテ小家ノモツニモ其主人タル者礼義ニモアラザル酒宴ニ無ヲ好ミ衣食住ニ分ニ過ル奢侈ノ事有時ハオノヅカラ困窮ニ及ビテ父母共養モ足ラズ妻子ノ撫育モ之ノ成ラ給ニ家内ノ者ヲシテ饑寒ノ憂ニ逢シムルトキハ主人タル者其身ヲ慎ミテ放逸ナル行ヲセズ財用ヲ節倹シテ無益ノ費ヲセズ饑寒ヲ豊ニシテ父母ニ孝養ヲ尽シ妻子奴婢ヲモ愛育スルハ則是克己復礼ノ道ナリ 中略 故ニ唐虞ノ代ニ克若克讓虞舜ノ寛仁ノ温恭ヨリ始ル歴代ノ明君賢臣ノ国ヲ富シ民ヲ豊ニスルノ体リヒト(ニ)礼義ニヒキカ(シテ)己ヲ制スルヲ以テ本トセザルソナシ 下略

学問第九

扨其礼義ヲ能スルト能セザルハ学問ヲ好ムト好ヌトニアリテ学問ト云ハ天下国家ヲ治ル者ニ聖人ノ教ヲ建置シ詩書礼楽ノ四ツヲ本トシテ礼義ヲ学フトニシテ学問ヲ好ムト云ハ父母ニツカヘ君ニツカフルヲ始トシテ何事ヲスルニモ義ヲ以テシ何者ニ対スルニモ礼ヲ以テスルコトヲ好ムニテ孔子ノ門ニテ師弟子ノ間ハ礼学ヲ好ムノ語ヲ以テ云ヘリ 下略

野語述說前編抄錄

○業不殺人醫殺人 上略

孫真人曰不讀諸部經方不涉獵諸子百家之書而言於醫道者譬之無目夜推之動致顛殞耳 中略 譬魚外魚肉爛不亦臭乎 下略

○大海不擇塵名人不毀人

戰國策云大山不讓土壤故能成其大河海不擇細流故能就其深 愚謂誘本此語歟 下略

○捕鼠之貓藏爪 上略 體認密察之工夫

○貧苦於四百四病

貧苦於四百四病者小人之言與君子安命之論氷炭黑白

之異而已中略古詩曰富貴他人合貧賤親戚離散莫肯
人間真小輩耳矣
○故鄉難忘
上略檀弓曰君子樂樂其所生禮不忘其本古之人有言
曰狐死正丘首仁也哀人而思忘古鄉耶
○石白藝
上略是所謂立技龍鼠者也可不戒之乎按周易正義引莘
邑御学篇云碩鼠立能不成一技注云能飛不能上屋能
緣不能穿能穿不能度谷能穴不能藏身能走不能
先人其此旨也
○人間萬事塞翁之馬
淮南子人間訓云下略
○七尋疑人
上略列子云人有亡鈇者意其鄰之子視其行步竊鈇也
顏色竊鈇也言語竊鈇也作動態度無為而不竊鈇也下略
○狐假虎威
戰國策云荊宣王問群臣曰吾聞北方之畏昭奚恤也果
誠何如群臣莫對江乙對曰虎求百獸而食之得狐狐曰
子無敢食我也天帝使我長百獸今子食我是逆天帝命
也下略
○螳蜋之斧
莊子云猟螳蜋之怒臂以當車轍則必不勝任矣淮南子
云商莊公出獵有螳蜋舉足將搏其輪問其御下略
○井中蛙不知大海
上略唯拘拘於小章曲謹道教跽曲拳是敬巧其言令
其色致飾於外務以誑愚夫是芋山之為格物窮理之学

羊平聲 曲學謏聞之俗士 下略

○唐土虎惜毛日本武士惜名

金壁古事云梁王彥章嘗謂人曰豹死留皮人死留名 中略

羊質而虎皮 下略

○聖人無夢

淮南子俶真訓云夫聖人用心杖性依神相扶而得終始是故其寐不夢其覺不憂 易繫辭先儒之事有兆朕入夢者都無實 下略

○知而不知

愚曰知而爲不知者老子所謂知其白守其黑之術也 曲學小技之徒 下略

○老從子

上略 易謂丈夫無事從子之義然及老則子幹父之蠱 蠱之時如家事謂從之毒是也矣

○負之盜

愚曰負窮則人多是盜者飢寒迫於身而所爲也今茲天和壬戌春有荒山之災予幽居隣村狗盜鼠竊之徒最多矣中略 孟子疏云禮義生於富足盜賊起於負窮是也 下略

○恋之歌

愚曰人於色不能無思其及思之寤寐反側不忘之則發之言爲和歌也此是上古之人朴質而感物所動者所以爲自然之文也後世設淫奔之品題作和歌皆無用之戲詠長淫導好者也夫君子雖一念之逸志懲創之況思索美色淫靡而可喪志哉

○笑中之刀

大學衍義曰林甫爲相凡才望出己右及多上所厚勢位將逼己者必百計去之尤忌文學之士或陽獎之善喻以甘言而陰陷之世謂林甫口有蜜腹有劍

○慾無厭

○瞽不性蛇

上聖按大知度論云修多羅等言契經契者上契諸佛之理下契衆生之機經者法也常也十衆同遵曰法三世不易曰常此聖教之總名也蓋其經者法也常也本出於春秋左氏傳正義也下略

○被思取癮

愚曰被思取癮者徼倖得福之謂也嘗讀宇治拾遺載此事雖妖怪不經之說往往以俚語及之故今記之下略

○執祐身

上聖然僻小技不須過精何與喪志害德及爲人所役也著王逸少風流才士蕭散名人業世唯知其書是故顏氏家訓所以深戒之也唐崗立本博學文辭不減倚輩然傳呼畫師崗立本則自羞恨流汗曰與廝役等所以戒其子也下略

○尤香胡椒

上聖朱子語類曰大凡讀書須是熟讀熟讀了自精熟精熟後理自見得如喫果子一般歸頭方咬得來見滋味便喫了須是細嚼教爛則滋味自出方始識得這個是甜是苦是甘是辛始爲知味下略

○遠者花香

上聖昔者朱公叔絶交游北野首以鷹鸇蟠人畫於豹虎其言雖過當歷世故者苟知之已耳

○鬣馬

戰國策云諺曰以音為御者不盡馬情愚謂是興賽馬異域同談者乎 下點

○千斛方斛食一杯 上點 是少欲知足之餘餘也 後漢老子經解曰諺語有之羅綺千箱不過一暖食前方丈不過一飽是亦異域同譚乎世之貪吏不思之哀哉

○低處水濟 上點 諺云紂之不善不如是之甚也是以君子惡居下流天下之惡皆歸焉蓋諺本於此乎

○哀時身一

愚曰——此哀世之言也 下點

○天道不殺人 上點 今茲天和壬戌春歲大饑穀價飛騰民苦之以是流離輾轉餓莩在溝壑者許多也然撿彼往之事業大率游手浮食昏頑無究之俗夫也苟雖罹于一時之天災而薄命無辜何不自取者亦辭哉故曰知天道不妄殺人也著明痛決乎必然也矣

○居鄉隨鄉 一根芝

傳曰百里不同風千里不同俗 下點

○長者不獻富 一暫齡乎此等之理

五雜組曰富者多慳嗇慳不能富也 下點

一刻哀老蚌胎中招賊之珠

○伯父刈猶子之草

記曰兄弟之子猶子愚謂後世宗氏之法廢而以還民以貧富為尊卑何有猶子之親乎由是雖叔伯父母及貧賤則有為己之猶子所役使謾罵叱吒而與其奴婢同

牡者上所謂伯父反者猶子刈草亦不虔詩平蓋蓋芼俗夫
皆淫浮雲之富而廢天倫之叙故若君子見之豈不
頻顧乎哉

○基勢弓力

上聲 基者云云故晉陶侃賤之爲牧猪奴獻唐皮日休毀之
以爲害詩乎僧之道也 下聲

○陰陽師不知身上 陰陽者國史經籍志總之曰五行家陰陽
者所謂九流之一也 ㊥

㊥百官唐名抄曰陰陽師無唐名也蓋周禮簽人當此官歟然
俗誌非官職之義唯廣指術士也 中略 以是觀田之巫卜晉侯之夢
而還被戮謝石相高宗之字而卒所竄也 下聲

○今參二十日 新參

○笑處福來

愚曰笑者中心有悅而發達於外之貌也故謂福來之端不
亦宜乎然一概論之乎公叔文子時後笑所以人不厭其笑也
蕭同姪子慢則笑所以客不悅其笑也故文子爲顯其德
行姪子由是招禍亂吁一笑之微霄壤之邀唯在德與
慢可不勸戒之耶

○学尚昏未

前聲 漢家天祿石渠多藏昏 聲文記 下聲

○全命亀逢蓬萊

愚曰全命者生命之命非理氣之命也蓬萊者渤海之東三山
之一名也事見于列子 下聲

○鱧鱔魚一期 鱔魚一期

上聲 杜詩曰孔丘盜跖共塵埃是異言同旨也雖荒唐不
羈之言可勵世人丰解之狹量耳

○人者盜火者燒己

易大傳曰慢藏誨盜愚按金玉布帛一切寶貨等若慢藏之則是誘招盜之媒乎蓋人心誘有盜物之心然慢藏而使人見之若則有慫恿心動於內而不可制反盜之者故此謂人者盜冒乎雖然待人皆以此心是則過大家而亡己德失君子處之須早辨之也中略寬文壬子春予寓止于武府一日登于池田帶刀公望火樓公嘗失火之令如周禮司爟今謂之火滅番謂其樓名火見樓望火小吏曰今日不火幸也予怪之問曰火預可知之耶曰是也何以知之曰有失火必其氣先顯然故知之耳予退歸逆舍未幾有失火則司爟氏撲滅之人皆欣欣然也於是嘆曰彼吏望火之心專而熟爛於胸中如是而已吉所謂望氣之術豈謂無此理乎哉

○鬻產不恐人

上略顏氏家訓云穿窬入懷仁人所悶蓋誘本於此語未乎

○論檀自二葉而香

檀香時珍曰釋氏呼為論檀愚按李艸云此木有西域諸國不生中華況吉日李中匡一艸等者勉爲而寡華氣質提撕警覺以至其極則愚者可進於明柔者可進於強下略

○辭多品少

愚曰辭多者無威儀之品節也故不如含之淵默而有威儀之品節而已凡言語緊急而多者浮躁飛揚之氣也此等小人其言何有信乎易大傳云吉人之辭寡躁人之辭多可鑑之矣

○如饜虜手屈

愚曰如饜虜手屈言事得自由而痛快之喻也杜牧之詩曰杜詩韓集愁來讀似倩麻姑搔癢處抵此是異域同譚矣

○菩薩實而俯人間實而仰

愚曰俗謂五穀稱菩薩是孝何陰說鄉妄一笑也 中點

薛文清公所謂傲則仰是也所見人穀傲敬之異耳 下點

○毒藥變而為藥

上點 老子所謂正復為奇善復為妖孰知其極其無正邪是也 下點

○弓折箭竭

愚曰弓折箭竭言人世薄命之極喻無奈何也蓋此等時不變平日所守者非大丈夫幕克之矣李牟弔古戰場文云鼓衰兮力盡矢竭兮弦絕此亦異域同談也

○小利大損

上點 說苑敬慎篇曰小利大利之殘也蓋謂李於此事

○綿裏鍼

弱質而陰地暴虐 胸膚充實勝於前日矣

愚曰小人之文外以假之里厚篤實之綿內以裹寇賊之

穴之鍼 下點

○鄭家之奴歌詩

按後漢書曰鄭玄字康成北海高密人也凡玄所注百餘萬言稱為純儒事文類聚後集云鄭玄家奴婢皆讀書一婢不稱旨使人撲著泥中須臾一婢來問曰胡為乎泥中答曰傳言往愬逢彼之怒愚謂謗據於此也蓋何言出邶風式微之篇答言出柏舟之篇鄭氏註解六經賜後學其功最大也 下點

○俗儒之鍼砭

○顏二似又心

上點 吁大不似顏者心也似心者辭氣容貌也朱子曰好其言善其色致飾於外務以悅人則人欲肆而本心之德蔽矣此旨也

○生レヌ前ノ襁褓定メ　浴食

諺曰未生子而製衣襁褓愚謂計事大早之譬也下略

○恩ノ死ハ世子ニ情ノ死ヲ云ん

○法師カ憎ケレバ袈裟ニテ憎シ

上略六韜云武王登夏臺以臨殷民周公旦曰臣聞之愛其人及其屋上烏憎其人者憎其降屋蓋是異言同旨者也

○麻ニ列ル蓬

荀子勸學篇云蓬生麻中不扶而直附孟子滕文公下篇正義云諺曰白沙在涅不染自黑蓬生麻中下略

○上ヲ學フ下

上略故河上公曰上行下必隨如趙王好劍滿國帶刀後主好曲衆姓歌唱然則在上君子可不顧己之所好乎之何哉

○黒犬ニ嚙レテ灰ノ如ク滓ニ怯ル　玩見

上略按傳奕曰懲沸羹者吹冷齊傷弓之鳥驚曲木下略

○十分ニ盈ル不如其已最有旨哉又按家語三恕篇云孔子觀於魯桓公之廟有欹器焉夫子問於守廟者曰此謂何器對曰此蓋為宥坐之器孔子曰吾聞宥坐之器虛則欹中則正滿則覆明君以為至誡故常置之於坐側顧謂弟子曰試注水焉乃注之水中則正滿則覆夫子喟然嘆曰嗚呼夫物惡有滿而不覆哉愚曰俗謂十分盈是也

○禍ハ下カラ起ル

○蟹ハ甲ニ似テ穴ヲ穿ん

○勝テ曹ノ緒ヲ締メヨ

上略蓋世人不知此理以乘勝則快其暴怒而無餘力以是往往自招禍最可惜哉易曰其亡其亡繫于包桑其此之謂耶

○形ハ生ヲ心ハ生ヲ

○七ノ子ハ生ヲ母ニ女ニ心ヲ許ス

諺曰生七子莫女於許心 下略

○牛前調琴

野客叢書云對牛彈琴 下略

○食蓼虫

白氏長慶集自詠詩云 中略 何異食蓼虫不知苦是苦 出車韻瑞云孔叢子有蓼虫賦言是虫幼長斯蓼不以為辛 下略

○人至慧無友水至清魚不栖

家語入官篇云水至清則無魚人至察則無徒 下略

○青出自藍而青於藍氷出自水而寒於水

荀子勸學篇君子曰學不可以已青出之藍而青於藍氷水為之而寒於水 註喻學則才過其本性

○良藥苦於口忠言逆於耳

說苑正諫篇孔子曰良藥苦於口利於病忠言逆於耳利於行 下略

○和歌無師匠

詠歌大概云情以新為先詞以舊可用又云和歌無師匠唯以舊歌為師染心古風習詞於先達者誰人不詠之哉 下略 省略

○鏤氷畫氷

山谷詩鏤氷文章費工巧 註塩鉄論曰內無其質而外學其文若畫脂鏤氷糞日損功

愚謂鄉原之賊儒柔遜之奸儒以三墳五典為無用之玩具滔滔稱為卑論徒費精神而不知反觀內省卒無寸進之功可謂鏤氷畫氷之學也豈可不思之乎

○命緣義輕

後漢書朱穆伝曰情為恩使命緣義輕 下略

○驕者不久

老子曰自敎者不長希逸注曰不長不可久也 下略

○履雖新不爲冠

說苑奉使篇云冠雖敝必加於首履雖新必貫於足師古注曰語見大公六韜也

○虎嘯風生龍吟雲興

瑯邪代醉篇云張璠從音隨從之從去声雲出則龍必隨之風出則虎必從之猶曰龍從雲虎從風也今按此說甚異諸家而理至中古人多倒語成文後人不達便成滯說雖新奇又博異聞之一助也乎故載之矣

○燈將滅增光

列子仲尼篇曰義云燈將滅者必大明下略

○賢人不事二君貞女不見兩夫

說苑立節篇云燕昭王使樂毅伐齊倒王亡燕之初入齊也聞蓋邑人王歜賢令於軍曰環蓋三十里毋入以歜之故已而使人謂歜曰中略王歜曰忠臣不事二君貞女不更二夫下略

自使遂屠字

○婦爲姑

學範古詩曰人命百年能幾何後來新婦今爲姑下略

○以一知萬

荀子非相篇云欲觀千歲則審今日欲知億萬則審一二欲知上世則審周道欲知周道則審其人所貴君子故曰以近知遠以一知萬以微知明此之謂也下略

伍曰戰戰恐恐戒也嗚呼學者盍省察可乎哉

○月盈食

易豐彖伝云日中則昃月盈則食天地盈虛與時消息

而況於人乎況於鬼神乎 下略

○九牛之一毛

前漢司馬遷傳云假令僕伏法受誅若九牛亡一毛與螻蟻何異 師古曰螻蟻蚍蜉也 下略

○入國而問俗

曲禮曰入竟而問禁入國而問俗入家而諱上堂而礼口異 按古語伝歷久而二曾所記 附昊柢師傳篇岐伯曰入國問俗入家問諱上堂問礼臨病人問所便

有大同小異者歟

○抱石入淵

○抱薪而救火

戰國策云魏孫臣曰抱薪而救火也薪不盡則火不止要事文類聚集舊挙州云范文正知杭州蘇舜舊屬縣巡檢

城中兵官往往皆獲舊官獨舜在外邑未見收録因公事入府獻詩曰近水樓臺先得月向陽花木易逢春 陶淵菫酒銘而天下人民其寡深微旁施 知退藏隱伏之術

○功成名遂身退天之道

老子曰 下略

○凶宅

上略白居易詩曰假使居吉土孰能保其躬因小以明大借家可諭邦国秦宅靖丞其宅非不同一無八百年一死望表宮寄語家與国人凶凶宅也

○耳垂珠

陳希夷神相全編云耳厚而堅聳而長皆壽相也輪廓分明聰悟垂珠朝口者主財壽貼肉者富貴耳必傳如紙貧窮無倚又按事文類聚別集云節度李忠臣因奏對德宗謂曰卿耳長大貴人也忠臣曰臣聞驢耳長大龍耳

即小臣耳雖大乃驢耳也上悅之 下點

○唇薄

靈枢逆順肥瘦篇云岐伯曰瘦人者皮薄色少肉廉廉然多唇薄輕言○愚按俗謂唇薄者能言蓋本於此諸子今試於輕言之人多是也雖然輕言者多亦女性論諫之徒而所以舊信力行之士惡之也若勉強而弟葉天資之偏渾化氣質之私者非此限而已矣

○舌長 附傾城

詩大雅瞻卬篇曰哲夫成城哲婦傾城懿歟哲婦爲梟爲鴟婦有長舌維厲之階○愚按朱伝云長舌能多言者也今俗謂不遜而多言者西馬之爲舌長是也大率婦人長舌要非可也唯可惡彼哲而長舌者耳又曰倡家淫女爲傾城爲淫女按傾城二字出于此篇淫女二字本于周南漢廣之篇漢有游女不可求思 下點

○大膽

靈枢論勇篇云中點真氣慓悍其入於胃中則胃脹氣上逆滿於胸中肝浮膽橫當是之時固比於勇士氣衰則悔與勇士同類不知避之名曰酒悖也 下點

○苦手

靈枢官能篇云爪苦手毒爲事善傷者一可使按積抑癖手毒者可使試按毫置毫於墨下而按其上五十日而死矣手甘者復生如故也○愚按今人苦手者往往按積摩腹痛亦有效驗矣 下點

○耶鄲之枕

沉既濟枕中記云道士呂翁者得神仙術行邯鄲道中 中點 呂翁謂盧生曰人世之適亦如是矣生悵然良久謝曰夫

羸辱之道亦躬達之運得喪之理死生之情盡知之矣此
先生所以空吾欲也敢不受教稽首再拜而去○上略胡
為費許多之閑言語哉

○馬號一匹

上略若文家称馬一乘牛一牽犬一口也下略

○懸炭於門

本艸綱目云皂炭除夜之戶內亦辟邪惡○易按今民間往
正月立松於門戶之前其枝有亦懸炭者是斯遺意乎

○門火

和名類聚鈔云周禮喪設門燎力弔反俗云顏氏家訓云喪出
之日門前燃火下略

○斧燭

輟耕錄云中略名曰斧燭又曰燁兒下略

（譬如狗子自遶自吠亦自止）「譬如聾者不信人之聰聾者不信人之明」

○釜星

穀子賸秋陽賦釜星之雜出又灯花之雙懸奴婢喜而
告弟曰此雨止之祥也中略釜星俗曰耕夫亦取義於其象
之相似耳蓋火就燥故天將晴明則有此物如是而已

○燈花

事文類聚續集云樊噲問陸賈曰貴人君受命於天
云有瑞應豈有是乎賈曰願得酒食燈花得錢財
乾鵲噪而行人至蜘蛛集而百事喜小既有徵大亦宜然
下略

○木綿

大學衍義補云自古中國所以蠶衣者絲麻葛褐而已
中略○輟耕錄云閩廣多種木綿紡績為布名曰吉貝云
國初時有一妃名黃道婆者自崖州來乃教以做造下略

○食松皮

延宝乙卯春歳適大歉飢殍満道路予栖霞山市有賣樵薪者其薪多是白間之則曰飢者剥之當食也其方採松樹剥皮煮之数佛然去浸水去脂以杵之入穀少許為餅充其飢腸中暑蓋古来有此等事併記之按野客叢書云乙卯春歉甚淮人至剥榆皮以塞飢腸云前漢天文志河平元年旱傷麥民食榆皮下暑

○染髭

報瞞録云中書丞相史忠武王覽鏡見髭髮白傷年且暮蓋盡忠之日短矣因染之使云而報效之心不異時昔耳下暑

○旱魃

詩雲漢篇曰滌滌山川旱魃為虐朱文公伝云魃旱神也下暑

○回禄

連珠異様

春秋昭十八年伝曰鄭子産禳火於玄冥回禄注云冥水神回禄火神也

○相思子 蓋俗曰醋莫是也

○檢莫

周禮地官云司稼中暑巡野觀稼下暑○易曰巡野觀稼之官俗所謂檢莫是也下暑

○黒歯

山海経云云○異謂中暑古所謂黒歯國之遺風乎蓋上世未天下一統則分諸國有異名故諸伝所載有黒歯等之名然今無黒歯國據後漢書則古黒歯國今當相武常諸州乎蓋出于大禹経則所謂我邦開闢之久遠矣

○君子國

山海経云大荒之中有東口之山有君子之國其人衣冠帶劒

続日本紀云文武帝慶雲元年秋七月粟田朝臣真人自唐國至初至唐時有人来問曰何處使人答曰日本國使唐人謂我使曰亟聞海東有大倭國謂之君子國人民豊樂禮義敦行今看使人儀容大得豈不信乎詰畢而去

○まつのかぜ　源光行

新勅撰雜二歌不知

はるのゝにかすみたちこめうぐひすのこゑのみきこゆるまつのかぜ

○いとあさきこゝろにかけそ　よみ人しらず

風雅集不詳詞書

きてもとゝまつのかぜにさそはれてこゝろのいとあさきこゝろにかけそ

○ふりまさるこゝろにかけそ　前左兵衛督惟方

下略　○稀なる事にかけそ　相模

仲兄宗忠　東侍所寵人

鄙事記物　目黒茶屋信

○湯の吉合みそ　湯の茶屋の陳皮

ゆのはなのこのみそ　ゆのはなのこのみそとゝやきてもちゆべしとなり

○茶屋　茶屋は茶を煎じて水うハ

ちゃやは茶を煎じて水うハ　三伏の時秋冬にもちゆべしとなり

○茶屋　茶屋の物を用ひて茶屋

ちゃやのものをもちゆ

○柿茶屋　茶屋柿茶屋具茶屋ふじ屋文学と書

○天武賜ふ　天武賜ふ

○書物　兵家必用日書と横ハこ湯の油とゝ

[illegible]

燈ふく形と扶世灰ハ洗ふ毎年桐油之
中間とてかき変ハ中間ハ藤水と用て
竹仙と変し調合して燈とハ燈ふ
○文字をきうつしふるたい白き原紙とおん
乃小毒てうつせハ分明小又ゆるし
最新
○刀根指ハ十月より四月とのゐた研てよし二月より
九月とのゐた磨ハ水の性ちがひてさびるゆゑと
生姿事ふり
○鍔のみがき　加代とすぐり裏ととりて絞こまき
にてこ毎日鍔とさしもし日ふ手よくこととて
○刀と拭紙　奉書と米泔ふ浸し日ふ手よくこととて
砂とさてよし拭てよしいつこの磨ちる
刀ふと文月ハ日ふ一度必ずぬぐ布し新しきもこいハ

却てよくさる
又法書の指原を撰月表ふ水ひたし垂ハ
ものとうく七月とて れいの指月ふ外しよくこととて砂代
出つしつ出ふ紙ハ指ハ指ふるとのし撰ふひ
ふい新と拭ふんがさあし又ふ代度をも用ひし
○刀ふ研ふ紙乃形　ふるたき紙乃ふよきと研ふ業
研ふて拭ふし　ぬふして　ふる紙ふ来一二度底ふ出りた
洗とぬぐハふて日ふ毎日二度ふ出ふ
拭ふきて柄とかけ刀のまハ出ふ小刀を以て
し次ふ油とかふく拭ふて油と去り布のはくこと
低の形とかつふてぬぐふ　しかふて低ふ形て生
こ　さハ行ふ又ふ中ふ洗ふ或ハ月ふ汗ふる
の手ふりふふ生て低の形ふ拭ハ刀ふ

つや出すべし 用一つ 漆 ふし 白 ま こ 紙 て 切 し 掃 ふ 色
まと れと 漆 ふ 小 か と 用 ひ さ ま ば ら く 蔕 ば 之 る
実 色 人 き 小 か て い 蔕 き ば 麻 ち く 色 ふ 漆 と 用 ふ し
○梨子 と 書 ふ つ ま ば ら く 実 の り て 味 ひ し
○書 と ら く 麻 の 厚 き い 歳 の 大 小 ふ る し 歳 の 厚 サ
ま ら 行 ふ い 麻 の 厚 サ も 多 ら 多 し 麻 ち ら へ 出 者 て 行
ま ば し て し
○寿面 書 決 書 乃 わ り や ら い 長 サ よ き 広 ふ 小 麻 て ひ き
切 て 行 る 一 て 厚 サ 二 分 ば 方 様 ふ る ま し き き と そ の 内
り も い 麻 ま て 悪 し 小 か ま て わ る て し く き ち ら
わ り と て 出 か ま い 色 ま り か る 瓦 剥 て 行 る
が し
○書 畑 乃 麻 書 前 根 と 麻 ふ 麻 て 用 四 様 ま て し 月 々 麻 大

○決 石 書　牡丹皮 一 両　真 粉 一 分　細 末 し 麻 と 決 ば
て 様 水 ふ 色 ま 筆 ば し 麻 決 決 ま ば 書 し　紫 雪
○ま ま て ま い る 麻 ま ば と 書 ふ い 小 麻 と 様 ま て く
之 何 首 為 と 用 て 色 ば く し
○松 乃 こ け と 書 し 書 の 書 と 一 た て 多 く 時 い そ の
麻 ま り ば り て ち ば
○蝋 燭 乃 ま る に い 様 と 蝋 の ま 麻 る 麻 と 麻 ば や
む 又 い ま ば ま る 色 ま る う ち ふ ら く 様 ま る ふ 様 と 色
い ま う 色 す　蘭 皮 様 書
○白 芋 と 水 ふ 色 ば 石 様 書 て そ の し 出 ふ 麻 ま ま ば
油 麻 る 書 書 く 書 し
○炎 硝 石 藏　粘 糊 二 文　硫 黄 二 文　黄 丹 ば 為 出 り 合
き 水 ふ わ し そ の 紙 て 出 て 紙 ま り し 様 と つ く

[illegible]ばゆてもゑぬぜ

○[illegible]　[illegible]を一[illegible]もりて[illegible]し[illegible]
水和し清水にて[illegible]と[illegible]水中に[illegible]も又[illegible]のごとく[illegible]
[illegible]

○[illegible]のときに[illegible]紙[illegible]ハ
[illegible]制し[illegible]ハ[illegible]を
[illegible]

紙細工

○[illegible]の法
[illegible]

[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]墨跡[illegible]煙[illegible]
て[illegible]ハ[illegible]紙[illegible]
[illegible]
かくるゝと云[illegible]紙屋[illegible]

○火鉢ちの尾紙乃数紙紙をそなへ大きの者はん
ひ乃ふくろ　ちり紙のつよ用し紙紙をそなへし
つ乃先物をもて生姜やも
○ひ乃風を吉乃法　大風ふ乃油紙紙をもてあつまび者を
ゆ乃ち死を墓ゆめより
○蓑を吉乃ふい　菖蒲乃葉紙席の下にひ乃る歌
菖蒲乃葉紙多くひつて家に立く　月令廣義
○嵐と吉乃方　笹乃葉ゆて嵐の穴と立げば嵐とのづ
う〳〵吉　右廣志
○嵐笠ゆつきて毎夜ひもとき申ゆ雄黄紙
ましめにわて　ゆるびしまび
○蓑に嵐の多ふ乃を　遠ゆし蓑を紙ゆ法くこ吉ひこ
乃似ゆてく　嵐ちつくく事ゆ

○髪ひつくゆて坂り乃法　藁本　白芷　茅ゆ
ゆて乃ゆ　ゆて乃ゆ　ゆて乃ゆ　ゆて乃ゆ
ゆ　ゆて乃ゆ　ゆて乃ゆ　ゆて乃ゆ
○蹴鞠と水にひたび乃ふ乃ふ乃
ふ乃ふ　ふ乃ふ　ふ乃ふ　ふ乃ふ　ふ乃ふ
○玄関笠ゆく紫紙辞ることのし人家に多くゆ入る也
○白綱　一名きりゆく糸　亜鉛八百匁　湯二百匁
為詠り合
○かゝの糸　綱　亜鉛　湯　右等ゆ詠り合
○去丙乃日晴ゆ日ゆ苗てひさ乃ゆ乃ゆ乃日
てゆ日ゆ苗紙ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ
乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ乃ゆ
○去甲子大雨ゆ日ゆ立夫日ゆ立甲子ゆ雨ゆ日ゆ立秋

○久万久晴さきの久万久晴
○久晴さ成乃日ふ万ある久万さ、かの久乃日ふる
○久万晴まるハ丙丁ふ晴る久晴ふるハ成ふ万ある。
○凡人乃身高さハ万つ高さ成ハ万つ
成ハ万つ高さ成ハ万つ高さ成ハ万つ
万さ成ハ万つ高さ成ハ万つ高さ成ハ万つ
敬井三郎郎を
○凡人乃身高さハ万つ高さ成ハ万つ
きるとこ井ある氏部氏と
○人とまもてい世のまし
必ずまうふいざるる多ハ

まりておもいざる郎乃ふ
もしおもき事ハ
同事ハ又ふる心乃
世乃うきこと
とかあるよ
と言のしこと
うき事ハ世ふ
○俗に世ハ変よ
ろくして事と
して変ハ小
つとこもおもるものふ
○我身に敬云ふ
かとい不普ふ人ふ
うこ
ふ
ふ
ふ

[illegible]

○菜のなりてくるもしきいは是はこぶくを押きぶし

食物門

○鮑　蟹と同食をしてはいけないこと

又ふぐともたべてはいけないこと

○菜豆　和漢山云つくしの粉と同食をしゝば拔きて死す　数人死したると又聞やしあり

○蟹　萩原萩弟左衛門を殺る人を食ふ屋つ次

○酒肴　菜紙のあぶ賢とやある

○大猫　菜を欲人食ふ次

○菜　藏書紀土萩原と殺る人を菜とのむ

次梅實と同食をしゝば当れる

用薬門

○女婦子を殺る毒物　醍醐

決あり初女婦子を用ひて決なくみぐき味のこと

て女婦子　朝飯乃女婦子あり奇異なり

○蜜乃害偽　こゝろもなる法火蜜とやきいけるくあり

なるを蜜の中に蜜指節こたる時　薬の智きこれ

きあり　烟とはいこれ砂糖　和漢を紀別まれ

くなる法　白蜜　京あり　白蜜は砂糖れ

所乃山中より出るいまふく　白蜜は砂糖れ

○上品　薬法新書　一種と見てさう此りいる変あり　新書は

法是　薬法　薬法を度不つりもして書しや

法也

○茶　茶を煎る法　久しくしあい茶を多くさきて

武火とまちまし　しまてにたぎりいりて　茶を

ちくして文火とを用て　炭火を用て

煎せるとはなのごとくなるし

○時珍曰古方に煎茶小沸れわく湯水を陳茶末一匙
四五の水つるがごとく沸火候をもつてこれを
茶と煎せるにはまづ茶碗をあたためまづ
くすりをつくるがごとくにして茶末を
しばらくあつまるを待てのちに湯を
しるべし

○一切の法補瀉の薬を煎せるにはまづ茶碗
をあたためまづくすりをつくるがごとくにして
きびしくつよくもして茶末を
為茶もしくは薬末とたもつべし世俗にこれを
竹葉と云

○薬又食物ともふかち茶紙包煎
茶を服すること甚だ多く
しかるに決皆是なるべしとて実にあらず
やうやうとこれを高家にまねきとるべしと
いそうり

○他方にはきて水出乃ちとりにて
いまだ至寒と合して測に板中を
時珍食物本草ふかくえらび
○枝茶袋やうもんに紙ひろきにふかくて
しかるべくしてちいさきにふかくて
して袋ごとしてやはらかくもきてとしをいやも
ぞうとし小古茶出てやうばかりてやくあらし袋ばかんまえや
むしばもてやくあらしてやくまこばものつくるまえやもむよ
○時珍曰陳きたる茶を庭中に出てあゆとうけれ

て茶と煮茶にて茶を煎する法用ゆ味甚美に
して茶の如し 東坡志林に見ゆ

○黄瓜(ダイコン)蘭子大蒜(ニンニク)を多く收めて用ゆべきなり

○茄子(ナスビ)茎子乃油頭(ヒシヤガシラ)なるべし茎なり

○地黄(ヒキガヘル)

六月土用に入りて地黄を重服肛泄腫脹病の血等なこれを主とする也ひとしくあり多くいよく

○野猪(イノシシ)の脂漬

老て用ゆべし疾疫乃ひとしくなる故に長久に埋ふ漬ふる紙用ゆべし

多り用ゆる物なり無ふ用ゆ

紙疾を治する本草

○鼠脂(カミナリノフン)

雲脂

○麝角を製する法八蟻研て末にすべ角やうの小なる

○沈香を是を糖茶丸に合せてをあべ香譜

○艾葉に白茯苓を入て茶葉を混ずる法茶を浸す如し

茶研末にしきしもべ即時に細末

茶に水あるべ竹篩に篩ひ小ひろ者下に水あ紙

もるに紙捻数枚を入て用ゆべくつ者べ即刻に形となる本草

○茶紙四月に九月に茶ふ茶を日干にし九月

乙酉月に日干にし茶を乾月に八日干にし茶を乾月に八日干にし茶を乾月に八

てゝ[illegible]の性やとて[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ